

想定排出削減・吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012
	t-CO2	632	1264	2020	1971	1892
プロジェクト情報 (A・B)	<p>プロジェクト計画書、証拠書類等を文書審査、現地訪問審査及び関係者へのインタビュー及び電話・電子メールによる確認、証拠書類の収集を行った結果、当プロジェクト計画書におけるプロジェクト情報が重要性の点から適正に表示されており、オフセット・クレジット(J-VER)制度に依拠して作成されていることを確認した。</p>					
適格性要件(C)	<p>申請書、証拠書類等を文書上で確認し、現地審査及び関係者への電話及び電子メールによるインタビューを行った結果、当プロジェクト計画書における方法論JRAM001(ver.3.0)の適用は実施規則及びポジティブリストR002(ver.3.0)に準拠しており適格性条件を満たしていることを確認した。また、重要性の点から適正に表示されており、オフセット・クレジット(J-VER)制度に依拠して作成されていることを確認した。</p> <p>条件1:プロジェクト実施地が、森林法第5条又は第7条の2に定める森林であるかについては、森林法第5条に定める森林であることが申請者の説明及び関係書類により明確であり、妥当と判断される。</p> <p>条件2:プロジェクト実施地において行われる施業が、以下の2つの条件を満たす間伐であることが提出された森林施業計画にて明確にされており、妥当と判断される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クレジット発行対象期間内に当該プロジェクト実施地の森林施業計画や森林認証の森林計画書における森林計画書において転用及び主伐が計画されていないこと。 ・2007年4月1日以降に森林施業計画等に基づき施業(間伐)されたものであること。 <p>条件3:プロジェクト実施地が、以下のとおり、持続的な森林経営の対象地であることが証明可能であり、妥当と判断される。</p> <p>当該プロジェクトは、市町村等によって森林施業計画の認定を受けている。また、SGECの森林認証を取得している。(認証番号 JAFTA-026)</p>					
排出量・吸収量算定 (I・II)	<p>モニタリング計画書、証拠書類等を文書審査、現地訪問審査、関係者へのインタビュー及び電話・電子メールによる確認、証拠書類の収集を行った結果、当プロジェクトのモニタリング計画における排出量・吸収量算定は、方法論JRAM0001(ver.3.0)及びモニタリング方法ガイドラインに準拠していることを確認した。また、重要性の点から適正に表示されており、オフセット・クレジット(J-VER)制度に依拠して作成されていることを確認した。</p>					
モニタリング計画 (III～VI)	<p>モニタリング計画書、証拠書類等を文書審査、現地訪問審査、関係者へのインタビュー及び電話・電子メールによる確認、証拠書類の収集を行った結果、当プロジェクトのモニタリング計画における排出量・吸収量算定は、方法論JRAM0001(ver.3.0)及びモニタリング方法ガイドラインに準拠していることを確認した。また、重要性の点から適正に表示されており、オフセット・クレジット(J-VER)制度に依拠して作成されていることを確認した。</p>					

<p>その他(D)</p>	<p>プロジェクト計画書、証拠書類等を文書審査、現地訪問審査、関係者へのインタビュー及び電話・電子メールによる確認、証拠書類の収集を行った結果、関連する許認可及び関連法令等が遵守されていること及び環境影響評価及び環境測定、住民説明会は該当しないことを確認した。また、重要性の点から適正に表示されており、オフセット・クレジット(J-VER)制度に依拠して作成されていることを確認した。</p>
<p>機関の見解 (サマリー・結論)</p>	<p>ニッタ株式会社が実施する森林管理プロジェクトは、オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則に基づいて実施された当妥当性確認の範囲で、ポジティブリストの適格性基準を満たし、方法論に照らした算定式が設定されており、適格性基準に整合していることが確認された。また、排出削減・吸収量の計算方法、モニタリング方法等については、ルールへの準拠性が確認され、当制度における重要性基準としての吸収量の 10%以内という水準を確保していることを確認した。また、本プロジェクトが、オフセット・クレジット(J-VER)制度に依拠して作成されていることを確認し、本プロジェクトに対しオフセット・クレジット(J-VER)認証運営委員会による登録を行うことを推奨する。</p>
<p>パブリックコメントの概要</p>	
<p>パブリックコメントの募集期間 2010年11月5日～11月18日 コメント 意見募集期間中に受領した意見はなかった 妥当性確認機関の見解 問題なし</p>	

ⁱ 審査担当者、レビュー担当者、外部専門家を含み、それぞれの役割を記載すること。